

奈良県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成三十一年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称	所 在 地
医療法人厚生会奈良厚生会病院	大和郡山市椎木町七六九番地三